

端末設備等規則の一部改正等に関する意見募集の結果 (審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間：令和8年4月25日（土）～令和8年5月29日（金）

提出された御意見の件数：5件

※提出意見数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者（提出順）
1	個人 A
2	個人 B
3	個人 C
4	一般社団法人電子情報技術産業協会
5	個人 D

**「端末設備等規則の一部改正等に関する意見募集」
に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方**

提出された意見	意見に対する考え方	修正の有無
●意見 1（省令案全体についての意見） 強く賛同する。 【個人 C】	（意見 1 に対する考え方） 賛同の御意見として承ります。	無
●意見 2（省令案全体についての意見） 改正後の端末規則の施行から 5 年が経過したことで、効果測定を行ったうえで技術基準の見直しを行うこと、賛同いたします。 【一般社団法人電子情報技術産業協会】	（意見 2 に対する考え方） 賛同の御意見として承ります。	無
●意見 3（ID/パスワードの設定機能についての意見） 現行の識別符号の変更を「ユーザーに促す機能」から、「容易に推測されないものに変更させる機能」または「機器ごとに異なる容易に推測されない識別符号が付されていること」へ見直すことは、サイバー攻撃対策として有効であると考えます。 【一般社団法人電子情報技術産業協会】	（意見 3 に対する考え方） 賛同の御意見として承ります。	無
●意見 4（ファームウェアの更新機能についての意見） ファームウェア更新について、検討結果では最新かどうか確認することと更新前のベリファイ機能を有することを規定している。 しかし、世間一般ではファームウェアが何なのか知っ	（意見 4 に対する考え方） いただいた御意見にある「ファームウェアを強制的に最新のものにアップデートする機能」は、「ファームウェア更新の自動化」として、今回の省令改正に先立ち情報通信審議会において議論され、	無

ている者は少数派であり、その中でも自発的にファームウェアを更新するユーザーはほとんどいない。 検討結果に対する現状課題にて、更新の徹底が必要と記載があるので、これを踏まえて、月に一回以上の頻度でファームウェアを強制的に最新のものにアップデートする機能を初期設定とすることを規定すべき。ファームウェアの更新で不具合が想定される用途などに対しては、IT に詳しいものが自らその初期設定を変更すればよい。 【個人 B】	・ファームウェア更新には、脆弱性対策だけでなく更新対象となる端末機器の機能拡張・改善のために実施されるものも含まれる ・端末機器の機能拡張・改善に関するものはユーザの判断に依存する（更新を望まないユーザも存在） ・ファームウェアの更新はセキュリティ以外の機能に影響を及ぼすことがあり、最新版の適用がそぐわない場合もある といった意見があったことを踏まえ、「自動更新については「推奨するが要件としない」こととすることが適当であるが、（代替手段として）ユーザが更新の自動化を希望する場合に対応できる機能を実装することが望ましい。」との結論を得ました。 このため、省令改正案において、「ファームウェア更新の自動化」については技術基準に規定しないこととしております。 （参考： https://www.soumu.go.jp/main_content/001044040.pdf）	
●意見 5（不要なインタフェースへの物理/論理アクセスに関する機能についての意見） 機器要件に、アダプタ部に「総務大臣が別に告示する措置」をとる、と有るが、恣意的に悪用される様な法令文は、やめていただきたい。 措置の内容を明らかに示すべきだ。 【個人 A】	（意見 5 に対する考え方） いただいたご意見にある「措置の内容」については、「総務大臣が別に告示する措置」として ・製造者が（利用者に）提供する機能に係るインタフェース及びその利用目的を明示する ・当該インタフェース以外について（製造者が）無効化する と明らかにしており、（国が）恣意的な決定をするこ	無

	とはありません。 このため、原案のとおりとさせていただきます。	
●意見 6（その他） 端末設備等規則の一部改正案について意見する。行政は「セキュリティの向上」や「国際標準への準拠」を掲げて規則を書き換えるが、その変更がもたらす「真のコスト」がどこにシワ寄せされるのかについて、総務省はあまりに無頓着である。 近年の急激な物価高や生活困窮の中、庶民にとってスマートフォン等の通信端末は生きていくための最低限のインフラであり、頻繁に買い替えられるような贅沢品ではない。本改正による技術基準の変更が、結果として「古い仕様の端末の排除」や、通信事業者がシステム対応費用を理由に「料金プランへコストを上乗せすること」を容認する引き金になるのであれば、それは生活弱者を切り捨てる「デジタル排他社会」を助長する行為である。 総務省は技術的な仕様を定める前に、この改正によって「大手通信事業者や IT ベンダーがどれだけ潤い、逆に庶民がどれだけ通信費や端末代の負担を強いられるか」のコストベネフィット分析を公開すべきだ。企業側の都合による「システムのためのシステム刷新」を国民の財布で補填させるな。誰でも安価に、長く、安全に今の端末を使い続けられる「生活者ファースト」の基準策定を強く求める。 【個人 D】	（意見 6 に対する考え方） 御意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、今回の省令改正は、既に端末機器に実装されているセキュリティに関する機能（ID/パスワードの設定機能、ファームウェアの更新機能、インタフェースの無効化機能）について、強制基準として規定すべきかどうかということについて情報通信審議会において議論し、その結果を踏まえたものとなっております。	無